

奈良県告示第三百十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和七年一月七日

奈良県知事 山下 真

名称	所在地	認定が効力を有する期限
市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目五〇番 一号	令和十年一月四日